

感染症の出席停止期間について（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）

※出席停止期間は、学校保健安全法規則で定められています。

【保護者の方へ】

- ・受診結果を速やかに学校へご連絡いただくようお願いいたします。
- ・出席停止期間中は、医師の指示を守り、療養に努めるようお願いいたします。

① インフルエンザ

出停期間：発症した後（発熱した翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。

（例）

	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を 経過した後	
							6日目	7日目
発症後 1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後5日目以内 なので登校不可		登校 可能	
発症後 3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
発症後 4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能

② 新型コロナウイルス感染症

出停期間：発症した後（発熱した翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱後1日経過するまで。

（例）

	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を 経過した後	
							6日目	7日目
発症後 1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後5日目以内 なので登校不可		登校可能	
発症後 5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	登校可能